

# 2019年度 法科大学院

## 第1期末修者

## 入学試験問題

## (小論文方式)

### 試験時間 60分

#### 注意事項

- (1)試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- (2)この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
- (3)試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- (4)解答は必ず解答用紙に記入してください。下書き用紙は回収しません。(解答用紙取り違えの申出には一切応じません)
- (5)参照は不可となっています。
- (6)解答用紙の取替え、追加配布はしません。
- (7)試験問題の内容等について質問することはできません。
- (8)問題冊子の余白等は適宜使用して構いません。
- (9)試験終了後、問題冊子、下書き用紙は持ち帰ってください。

## [小論文]

次の文章を読んで、それに続く問に答えなさい。

その日新之助はフランス中部のロン・ル・ソーニエという小さな街にいた。三月に入ったばかりでは、この街はまだ冬だ。早朝は薄らと雪が積もっていたが、新之助がホテルのレストランで朝食を摂り始めた頃には曇りに変わっていた。

珈琲を啜りながら、調査スケジュールに目を通す。ふと窓外に目を遣ると、交差点の一角に小学生と思しき子供たちが思い思いの服装で集まって来ている。一緒にバスで学校に向かうのだろう。しばらく眺めていて、何人かの男の子が一人の女の子に話しかけたり、白い息を大仰に吹きかけたりしていることに気づいた。その女の子は、皆から一步離れた位置に立って、しきりにスマホを繰っている。他の女の子より幾分背が高く、顔立ちが整っていて、脚を交差させた姿は十分に魅力的だった。表向きは誰に対しても無関心な素振りを見せていたが、青ジャンパーの少年の時だけは頬に笑窪が浮かぶのを新之助の目が見逃すはずもなかった。

この国ではこんな歳の子供がもう恋愛術を実践しているじゃないか。さすがは女性を口説く自由を女性が唱える国だけのことはある\*・・・そんなことを考えながら暫し目を閉じる新之助。眠いと感じたのも束の間、彼はもう研究者を志望して大学院の後期課程に進んだ頃の情景の中にいた。30年ほど時を遡ったことになる。

穏やかな春の一日、図書室で調べ物をしているところに意中の諸岡玲子が入ってきた。彼女は昨春から3年契約で資料整理係として勤務していた。二人きりになれる機会は滅多にない。思い切って「デートしようよ」と小さな声で囁いた。うつむき加減で彼女が返した言葉は「ダメ。忙しい」。その強い調子に俺は怯んでしまった。どうしてしっかり顔を見なかったのか。二度目の機会は、夏休み前の懇親会がお開きになった時にやってきた。同じ駅に向かう帰り道、彼女の腕の下にそっと手を差し入れた。俺にしてははずいぶん大胆な行動だった。彼女は一瞬動きを止めて何か考えているようだったが、直ぐに腕を振りほどき、「さようなら」と言って走って行ってしまった。その時点で俺は諦めた。その後、彼女は目をそむけるようになった。時たま顔を半分こちらに向けることはあったけれど、俺の方は論文を書くことだけを考えるようにしていた。年が明け、春が来て、3月も末。図書室の入り口で、黒の装いの玲子とすれ違った。お互い何も言わなかった。部屋に入った瞬間、「諸岡さんは今日が最後よ。手ぐらい振ってあげなさい」と室長から声がかかった。「えっ？ 契約期間はまだ1年残っているのに！」俺は直ぐに窓辺に移動した。玄関の石段を降りる前に玲子が振り返ったところだった。俺は手を振った。だが、自分がここで手を振ることがどういうことを意味するのか、その時はまだ分かっていなかった。

「先生、そろそろ出かけますよ。」新之助が我に返ると、若い研究仲間たちの呆れ顔があった。「すまない。どうも時差ボケが抜けなくて。」そう弁解しながら、冷めた珈琲を一気に飲み干し、スケジュール表をリュックにしまった。

\*下線部は、2018年1月9日のル・モンド紙に「私たちは女性に言い寄る自由を擁護する、それは性の自由に欠かせない」と題する声明文が公開された事実を前提にした独白である。この声明を出したのは100名に及ぶフランスの女性たちで、署名者の中には女優のカトリーヌ・ドヌーブの名も見られる。彼女たちも性暴力は否定するが、その域を超えて男性への憎悪を露にする一部のフェミニズムの動きに反発した。

問1 新之助は「自分がここで手を振ることがどういうことを意味するのか」を「その時は」分かっていなかったが、後に悟ったようである。いったいどのような意味を悟ったのだろうか。あなたが想像するところを400字程度でまとめなさい。

問2 若き日の新之助の言動に今日の目で見るとセクハラ（セクシャル・ハラスメントが正式な表現であるが、字数節約のためにセクハラと略記すること）に該当する行為、あるいはそう評価されてもやむを得ない行為はあるか。あなたの考えを600字程度でまとめなさい。なお、セクハラの定義に関しては、法政大学のハラスメント防止・対策規程の定めを下に引いておくので、これを前提にして考えなさい。

「本学構成員が、教育・研究、就学、就労の環境において、他の構成員に対して不適切で不当な性的言動を行うことにより、その者に教育・研究、就学、就労における不利益又は不快を与え、精神的・身体的損害を与えることを内容とする人格権侵害\*をいう。」

\*人の生命、身体、自由、名誉、氏名、貞操、信用などの人格的な利益（財産的な利益と対照される）を他人の言動によって侵されることを意味する。